

5年ぶりに開催

第22回八潮市健康まつり

健やかで、生きがいを持ち、心豊かな生活を送るためには、市民の皆さん一人ひとりが自分の健康状態を知り、自分に合った健康づくりに取り組むことが必要です。健康まつりに参加し、もう一度、健康の大切さについて考え、生活習慣を見直しましょう。皆さんのご来場をお待ちしています。

問保健センター ☎995-3381

日10月27日(日) 午前10時～午後3時

場保健センター2階 (サークル広場から入場)

内健康スタンプラリー、親子ふれあい広場、歯の健康チェック、お菓子の相談会、八潮の小松菜を食べよう、見てみよう体験してみよう介護予防、こころの健康、食中毒予防、感染症予防、健康チェック、骨の健康チェック、野菜の摂取量チェックなど

※当日はやしお市民まつり開催のため、周辺道路の交通規制があり車両の進入ができません。また、駐車場の利用ができませんので、公共交通機関をご利用ください。



▲健康チェック



▼小松菜を食べよう (試食)

会場案内図など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



第22回八潮市健康まつり

がん検診を定期的に受けましょう

「がん検診 あなたの暮らしの 習慣に」

(公財) 日本対がん協会 2024年度がん征圧スローガン

「がん検診」は、症状のない元気な時に受けることが大切です。また、早期発見のためには定期的な受診が重要になるため、あなたの暮らしの習慣に「がん検診」を取り入れましょう。

問保健センター ☎995-3381

～今年度、まだがん検診を受けていない方へ～

市の検診は、自費で検診を受けるよりもお得に受診できます。

また、今年度より胃・肺・乳がん・骨粗しょう症検診(集団検診)は同日受診が可能になり、日曜日にも受診日があります。検診内容や申し込み方法など詳しくは、10面「各種検(健)診のお知らせ」または市ホームページをご覧ください。



10月はピンクリボン月間

10月は、乳がんの正しい知識の啓発や乳がん検診の早期受診の推進を目的とした啓発活動が世界中で行われています。女性の9人に1人が罹患する乳がんですが、早期発見・早期治療により治療成果も高いため、ご自身でのセルフチェックと定期検診が重要です。

保健センターでは10月31日まで、乳がんや乳がん検診、セルフチェック方法についての啓発活動を行っています。ぜひお立ち寄りください。



保育所・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所の新規受付を開始します

令和7年4月の保育所・認定こども園・小規模保育施設・学童保育所(公設公営分)の申し込みを受け付けます。詳しくは、「保育のしおり」「学童保育のしおり」をご覧ください。

問保育課 ☎☎314

書類の配布 「保育のしおり」「学童保育のしおり」を次の場所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

・10月10日(木)・11日(金) 午前9時～午後5時

市役所3階大会議室

・10月15日(火)以降 午前8時30分～午後5時15分

市役所2階保育課



申し込み受付期間 11月14日(木)～18日(月) 午前9時30分～午後5時

※例年、初日は大変混み合いますが、施設への入所決定は、受付順ではありません。

場やしお生涯学習館展示コーナーおよび多目的ホール

※やしお生涯学習館へのお問い合わせはご遠慮ください。

【注意事項】

・同一世帯内の児童の保育料などを滞納している場合は、保育施設および学童保育所の入所選考時に選考基準点から減点します。申し込み受付期間までに納入してください。

・特別な配慮を必要とする児童(医療的ケア、障がいなど)は、10月31日までに保育課に相談(これまでに相談した方も含む)をお願いします。

保育所・認定こども園・小規模保育施設

誕生後57日または6カ月から就学前までの乳幼児

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合

必要書類 ▼申請書▼保育の必要性を証明する書類(就労証明書、医師の診断書など)▼個人番号(マイナンバー) 申告書

※1歳児クラス以上の入所希望児童については、申請時に面接を行いますので、児童同伴で母子健康手帳をお持ちください。0歳児クラスの面接は、申請時には行いません。

※令和6年度の入所申し込みを行い、入所保留となっている方も、新たに入所の手続きが必要です。

※認定こども園しおどめの森(☎996-3268)の満3歳以上の幼稚園教育を希望する場合(1号認定)は、施設での手続きとなります。

学童保育所(公設公営)

小学校に在籍する児童

入所基準 児童の保護者、同居の親族およびその他の方が、就労や疾病などにより、児童を保育することができないと認められる場合

必要書類 ▼入所申請書▼児童家庭調査書▼保育の必要性を証明する書類(就労証明書、医師の診断書など)

※現在、学童保育所に入所中で令和7年4月以降も学童保育所へ入所を希望する方も、改めて手続きが必要です。

※公設民営・民設民営学童保育所は、各施設での手続きとなりますので、施設へお問い合わせください。

※申し込みできる学童保育所は、1カ所のみです。

